

日立市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日立市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月5日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の額を定める等のため、本条例を制定するものであります。

日立市手数料条例の一部を改正する条例

日立市手数料条例（昭和46年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表2 建築確認関係の表第1項を次のように改める。

1 建築物確認申請手数料		
(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「省令」という。）第2条第1項第1号又は第2項の規定を適用しない場合		
ア 建築物の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1 件	11,000
イ 建築物の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1 件	21,000
ウ 建築物の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1 件	34,000
エ 建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1 件	50,000
オ 建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 件	79,000

方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		
カ 建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件	117,000
キ 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件	220,000
ク 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件	361,000
ケ 建築物の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件	617,000
(2) 省令第2条第1項第1号の規定を適用する場合		(1)に規定する額にア又はイに規定する額を加算した額
ア 申請の対象が1の単位住戸（住宅の部分の一の住戸をいう。以下この		

号及び次号において同じ。)を有する住宅である場合		
(ア) 単位住戸の床面積が200平方メートル未満のとき	1件	11,000
(イ) 単位住戸の床面積が200平方メートル以上のとき	1件	12,000
イ 申請の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合		
(ア) 住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	19,000
(イ) 住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1件	31,000
(ウ) 住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1件	48,000
(エ) 住宅の床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1件	63,000
(3) 省令第2条第2項の規定を適用する場合		(1)に規定する額にア又はイに規定する額を加

		算した額
ア 申請の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合		
(ア) 単位住戸の床面積が200平方メートル未満のとき	1件	5,000
(イ) 単位住戸の床面積が200平方メートル以上のとき	1件	6,000
イ 申請の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合		
(ア) 住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	10,000
(イ) 住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1件	15,000
(ウ) 住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1件	24,000
(エ) 住宅の床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1件	31,000

別表2 建築確認関係の表第2項第1号中「18,000」を「21,000」に改め、同項第2号中「9,000」を

「11, 000」に改め、同表第3項第1号中「14, 000」を
「18, 000」に改め、同項第2号中「7, 000」を
「9, 000」に改め、同表第4項第1号ア中「16, 000」を
「17, 000」に改め、同号イ中「22, 000」を
「25, 000」に改め、同号ウ中「26, 000」を
「32, 000」に改め、同号エ中「38, 000」を
「50, 000」に改め、同号オ中「56, 000」を
「68, 000」に改め、同号カ中「74, 000」を
「91, 000」に改め、同号キ中「162, 000」を
「196, 000」に改め、同号ク中「251, 000」を
「306, 000」に改め、同号ケ中「465, 000」を
「568, 000」に改め、同項第2号ア中「17, 000」を
「19, 000」に改め、同号イ中「23, 000」を
「27, 000」に改め、同号ウ中「27, 000」を
「34, 000」に改め、同号エ中「39, 000」を
「51, 000」に改め、同号オ中「57, 000」を
「69, 000」に改め、同号カ中「77, 000」を
「94, 000」に改め、同号キ中「165, 000」を
「200, 000」に改め、同号ク中「254, 000」を
「311, 000」に改め、同号ケ中「468, 000」を
「573, 000」に改め、同表第5項第2号中「16, 000」を
「18, 000」に改め、同項第3号中「22, 000」を
「26, 000」に改め、同項第4号中「35, 000」を

「 3 9 , 0 0 0 」に改め、同項第 5 号中「 5 3 , 0 0 0 」を
「 5 5 , 0 0 0 」に改め、同項第 6 号中「 7 4 , 0 0 0 」を
「 7 7 , 0 0 0 」に改め、同項第 7 号中「 1 4 8 , 0 0 0 」を
「 1 5 0 , 0 0 0 」に改め、同項第 8 号中「 2 4 2 , 0 0 0 」を
「 2 4 7 , 0 0 0 」に改め、同項第 9 号中「 4 4 9 , 0 0 0 」を
「 4 5 0 , 0 0 0 」に改め、同表第 6 項中「 3 0 , 0 0 0 」を
「 3 2 , 0 0 0 」に改め、同表第 7 項中「 2 3 , 0 0 0 」を
「 2 5 , 0 0 0 」に改める。

別表 5 その他の表第 1 3 項第 1 号ア中「この項、次項及び第 1 7 項から第 1 9 項まで」を「この項から第 1 9 項まで」に改め、同号ア(ア)中「第 2 0 項」を「第 1 9 項」に改め、同号ア(イ)の次に次のように加える。

<p>(ウ) 住宅について、誘導すべき基準に適合しているかどうかの基準が、省令第 1 0 条第 2 号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準(以下この項、次項、第 1 7 項及び第 1 8 項において「仕様・計算併用法」という。)による場合</p>		
<p>a 単位住戸の床面積が 2 0 0 平方メートル未満のとき</p>	1 件	2 1 , 0 0 0
<p>b 単位住戸の床面積が 2 0 0 平方メートル以上のとき</p>	1 件	2 3 , 0 0 0

方メートル以上のとき

別表5 その他の表第13項第1号イ(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 住宅について、誘導すべき基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合		
a 住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	42,000
b 住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1件	71,000
c 住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1件	124,000
d 住宅の床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1件	181,000

別表5 その他の表第14項第1号ア(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 住宅について、誘導すべき基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合		
a 単住戸の床面積が200平方メートル未満のとき	1件	11,000

b 単位住戸の床面積が200平方メートル以上のとき	1件	12,000
---------------------------	----	--------

別表5 その他の表第14項第1号イ(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 住宅について、誘導すべき基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合		
a 住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	21,000
b 住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1件	36,000
c 住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1件	62,000
d 住宅の床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1件	91,000

別表5 その他の表第15項中「第12条」を「第11条」に、「第13条」を「第12条」に改め、同項第2号ア中(カ)を(キ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号ア(ア)中「合計が」の次に「300平方メートル以上」を加え、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき	1 件	189,000
------------------------------------	-----	---------

別表 5 その他の表第 15 項第 2 号イ中(カ)を(キ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号イ(ア)中「合計が」の次に「300平方メートル以上」を加え、同号イ(ア)を同号イ(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき	1 件	72,000
------------------------------------	-----	--------

別表 5 その他の表第 15 項中第 2 号を第 4 号とし、同項第 1 号中「建築物（住宅以外の部分に限る。以下この項、次項及び第 20 項において同じ。）の」を「建築物が住宅以外の建築物であり、その」に、「第 20 項において」を「第 19 項において」に改め、同号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項、次項、第 19 項及び第 20 項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）」を「建築物エネルギー消費性能基準」に、「、第 19 項及び第 20 項」を「及び第 19 項」に改め、(カ)を(キ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号ア(ア)中「合計が」の次に「300平方メートル以上」を加え、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき	1 件	19,000
------------------------------------	-----	--------

別表 5 その他の表第 15 項第 1 号イ中「、第 19 項及び第 20 項」を「及び第 19 項」に改め、(カ)を(キ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)

までとし、同号イ(ア)中「合計が」の次に「300平方メートル以上」を加え、同号イ(ア)を同号イ(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	16,000
-------------------------------	----	--------

別表5その他の表第15項中第1号を第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 判定に係る建築物が1の単位住戸を有する住宅である場合 ア、イ又はウに定める額 ア 判定に係る住宅について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項、次項及び第19項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準（同号イただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあっては、同号ロ(1)に定める基準）（以下この項、次項及び第19		
---	--	--

<p>項において「建築物エネルギー消費性能基準における性能基準」という。)による場合</p>		
<p>(ア) 単位住戸の床面積の合計が 200平方メートル未満のとき</p>	1件	28,000
<p>(イ) 単位住戸の床面積の合計が 200平方メートル以上のとき</p>	1件	32,000
<p>イ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(同号イただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあつては、同号ロ(2)に定める基準)(以下この項、次項及び第19項において「建築物エネルギー消費性能基準における仕様基準」という。)による場合</p>		
<p>(ア) 建築物の床面積の合計が200平方メートル未満のとき</p>	1件	15,000
<p>(イ) 建築物の床面積の合計が200平方メートル以上のとき</p>	1件	16,000
<p>ウ 判定に係る住宅について、建築物</p>		

<p>エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準（以下この項、次項及び第19項において「建築物エネルギー消費性能基準における仕様・計算併用法」という。）による場合</p>		
<p>(ア) 単位住戸の床面積の合計が200平方メートル未満のとき</p>	1件	21,000
<p>(イ) 単位住戸の床面積の合計が200平方メートル以上のとき</p>	1件	23,000
<p>(2) 判定に係る建築物が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 ア、イ又はウに定める額</p>		
<p>ア 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準における性能基準による場合</p>		
<p>(ア) 住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のとき</p>	1件	57,000
<p>(イ) 住宅の床面積の合計が300平方メートル以上のとき</p>	1件	96,000

方メートル以上2,000平方メートル未満のとき		
(ウ) 住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1件	163,000
(エ) 住宅の床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1件	234,000
イ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準における仕様基準による場合		
(ア) 住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	27,000
(イ) 住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1件	47,000
(ウ) 住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1件	86,000

(エ) 住宅の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 のとき	1件	130,000
ウ 判定に係る住宅について、建築物 エネルギー消費性能基準に適合して いるかどうかの基準が、建築物エネ ルギー消費性能基準における仕様・ 計算併用法による場合		
(ア) 住宅の床面積の合計が300平 方メートル未満のとき	1件	42,000
(イ) 住宅の床面積の合計が300平 方メートル以上2,000平方 メートル未満のとき	1件	71,000
(ウ) 住宅の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のとき	1件	124,000
(エ) 住宅の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 のとき	1件	181,000

別表5 その他の表第15項に次の1号を加える。

(5) 判定に係る建築物が住宅及び住宅以 外の部分を有する建築物である場合		判定に係る建築 物の住宅の部分
--	--	--------------------

	の床面積の合計 に応じて(1)又 は(2)の規定に より算出した額 に、住宅以外の 部分の床面積の 合計に応じて (3)又は(4)の規 定により算出し た額を加算した 額
--	---

別表5 その他の表第16項中「第12条」を「第11条」に、「第13条」を「第12条」に改め、同項第2号ア中(カ)を(キ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号ア(ア)中「合計が」の次に「300平方メートル以上」を加え、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	95,000
-------------------------------	----	--------

別表5 その他の表第16項第2号イ中(カ)を(キ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号イ(ア)中「合計が」の次に「300平方メートル以上」を加え、同号イ(ア)を同号イ(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以上	1件	36,000
----------------------------	----	--------

平方メートル未満のとき		
-------------	--	--

別表5 その他の表第16項中第2号を第4号とし、同項第1号ア中(カ)を(キ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号ア(ア)中「合計が」の次に「300平方メートル以上」を加え、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	10,000
-------------------------------	----	--------

別表5 その他の表第16項第1号イ中(カ)を(キ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号イ(ア)中「合計が」の次に「300平方メートル以上」を加え、同号イ(ア)を同号イ(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	8,000
-------------------------------	----	-------

別表5 その他の表第16項中第1号を第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 判定に係る建築物が1の単位住戸を有する住宅である場合		
ア、イ又はウに定める額		
ア 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準における性能基準による場合		

(ア) 単位住戸の床面積の合計が 200平方メートル未満のとき	1件	14,000
(イ) 単位住戸の床面積の合計が 200平方メートル以上のとき	1件	16,000
イ 判定に係る住宅について、建築物 エネルギー消費性能基準に適合して いるかどうかの基準が、建築物エネ ルギー消費性能基準における仕様基 準による場合		
(ア) 単位住戸の床面積の合計が 200平方メートル未満のとき	1件	7,000
(イ) 単位住戸の床面積の合計が 200平方メートル以上のとき	1件	8,000
ウ 判定に係る住宅について、建築物 エネルギー消費性能基準に適合して いるかどうかの基準が、建築物エネ ルギー消費性能基準における仕様・ 計算併用法による場合		
(ア) 単位住戸の床面積の合計が 200平方メートル未満のとき	1件	11,000
(イ) 単位住戸の床面積の合計が 200平方メートル以上のとき	1件	12,000
(2) 判定に係る建築物が2以上の単位住		

戸を有する住宅である場合 ア、イ又はウに定める額

ア 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準における性能基準による場合

(ア) 住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のとき 1件 29,000

(イ) 住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 1件 48,000

(ウ) 住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 1件 82,000

(エ) 住宅の床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 1件 117,000

イ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準における仕様基

準による場合		
(ア) 住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	14,000
(イ) 住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1件	24,000
(ウ) 住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1件	43,000
(エ) 住宅の床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1件	65,000
ウ 判定に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準における仕様・計算併用法による場合		
(ア) 住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	21,000
(イ) 住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1件	36,000

(ウ) 住宅の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のとき	1件	62,000
(エ) 住宅の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 のとき	1件	91,000

別表5 その他の表第16項に次の1号を加える。

(5) 判定に係る建築物が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合		判定に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(1)又は(2)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(3)又は(4)の規定により算出した額を加算した額
--------------------------------------	--	---

別表5 その他の表第17項第1号中「第34条」を「第29条」に改め、同号ア(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合		
a 単位住戸の床面積が200平方メートル未満のとき	1件	21,000
b 単位住戸の床面積が200平方メートル以上のとき	1件	23,000

別表5 その他の表第17項第1号イ(ア) a 中「(誘導設計一次エネルギー消費量を省令第13条第3項第2号の数値とした住宅にあっては、住宅のうち共用部分を除いた単位住戸の総数の床面積の合計。以下この項において同じ。)」を削り、同号イ(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 住宅について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、仕様・計算併用法による場合		
a 住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	42,000
b 住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1件	71,000
c 住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1件	124,000

d 住宅の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 のとき	1件	181,000
--------------------------------------	----	---------

別表5 その他の表第18項第1号ア(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 住宅について、誘導基準に適合 しているかどうかの基準が、仕様・ 計算併用法による場合		
a 単位住戸の床面積が200平 方メートル未満のとき	1件	11,000
b 単位住戸の床面積が200平 方メートル以上のとき	1件	12,000

別表5 その他の表第18項第1号イ(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 住宅について、誘導基準に適合 しているかどうかの基準が、仕様・ 計算併用法による場合		
a 住宅の床面積の合計が300 平方メートル未満のとき	1件	21,000
b 住宅の床面積の合計が300 平方メートル以上2,000平 方メートル未満のとき	1件	36,000
c 住宅の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	1件	62,000

のとき		
d 住宅の床面積の合計が 5,000平方メートル以上	1件	91,000
のとき		

別表5その他の表第19項を削り、同表第20項中「第11条」を「第13条」に、「第3条」を「第5条」に改め、同項第2号ア中(カ)を(キ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号ア(ア)中「合計が」の次に「300平方メートル以上」を加え、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	95,000
-------------------------------	----	--------

別表5その他の表第20項第2号イ中(カ)を(キ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号イ(ア)中「合計が」の次に「300平方メートル以上」を加え、同号イ(ア)を同号イ(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	36,000
-------------------------------	----	--------

別表5その他の表第20項第2号を第4号とし、同項第1号ア中(カ)を(キ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号ア(ア)中「合計が」の次に「300平方メートル以上」を加え、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	10,000
-------------------------------	----	--------

別表5 その他の表第20項第1号イ中(カ)を(キ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号イ(ア)中「合計が」の次に「300平方メートル以上」を加え、同号イ(ア)を同号イ(イ)とし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	8,000
-------------------------------	----	-------

別表5 その他の表第20項中第1号を第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 証明の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 ア、イ又はウに定める額 ア 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準における性能基準による場合		
(ア) 単位住戸の床面積の合計が200平方メートル未満のとき	1件	14,000
(イ) 単位住戸の床面積の合計が200平方メートル以上のとき	1件	16,000
イ 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネ		

ルギー消費性能基準における仕様基準による場合		
(ア) 単位住戸の床面積の合計が 200平方メートル未満のとき	1件	7,000
(イ) 単位住戸の床面積の合計が 200平方メートル以上のとき	1件	8,000
ウ 証明に係る住宅について、建築物 エネルギー消費性能基準に適合して いるかどうかの基準が、建築物エネ ルギー消費性能基準における仕様・ 計算併用法による場合		
(ア) 単位住戸の床面積の合計が 200平方メートル未満のとき	1件	11,000
(イ) 単位住戸の床面積の合計が 200平方メートル以上のとき	1件	12,000
(2) 証明の対象が2以上の単位住戸を有 する住宅である場合 ア、イ又はウに 定める額		
ア 証明に係る住宅について、建築物 エネルギー消費性能基準に適合して いるかどうかの基準が、建築物エネ ルギー消費性能基準における性能基 準による場合		

(ア) 住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	29,000
(イ) 住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1件	48,000
(ウ) 住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1件	82,000
(エ) 住宅の床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1件	117,000
イ 証明に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準における仕様基準による場合		
(ア) 住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1件	14,000
(イ) 住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1件	24,000
(ウ) 住宅の床面積の合計が	1件	43,000

2,000平方メートル以上		
5,000平方メートル未満		
のとき		
(エ) 住宅の床面積の合計が	1件	65,000
5,000平方メートル以上		
のとき		
ウ 証明に係る住宅について、建築物		
エネルギー消費性能基準に適合して		
いるかどうかの基準が、建築物エネ		
ルギー消費性能基準における仕様・		
計算併用法による場合		
(ア) 住宅の床面積の合計が300平	1件	21,000
方メートル未満のとき		
(イ) 住宅の床面積の合計が300平	1件	36,000
方メートル以上2,000平方		
メートル未満のとき		
(ウ) 住宅の床面積の合計が	1件	62,000
2,000平方メートル以上		
5,000平方メートル未満		
のとき		
(エ) 住宅の床面積の合計が	1件	91,000
5,000平方メートル以上		
のとき		

別表5 その他の表第20項に次の1号を加える。

(5) 証明に係る建築物が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合	証明に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(1)又は(2)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(3)又は(4)の規定により算出した額を加算した額
--------------------------------------	---

別表5 その他の表中第20項を第19項とし、第21項から第23項までを1項ずつ繰り上げ、同表(注)を次のように改める。

(注)

- 1 長期優良住宅建築等計画認定申請が、同一の住宅に関し同時に数件行われる場合にあっては、当該数件の申請につき1件の申請とみなす。
- 2 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料を算定する場合において、増築又は改築を行う場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

1 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の額を次のとおり定めることとした。

※ 建築物エネルギー消費性能適合性判定

建築物の新築、増改築等の際に当該建築物が国の定める建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを判定すること。

区分		延べ面積(㎡)	手数料(円)		
			申請	変更申請等	
戸建住宅等	性能基準	～ 200 未満	28,000	14,000	
		200 ～	32,000	16,000	
	仕様基準	～ 200 未満	15,000	7,000	
		200 ～	16,000	8,000	
	仕様・計算併用法	～ 200 未満	21,000	11,000	
		200 ～	23,000	12,000	
共同住宅等	性能基準	～ 300 未満	57,000	29,000	
		300 ～ 2,000 未満	96,000	48,000	
		2,000 ～ 5,000 未満	163,000	82,000	
		5,000 ～	234,000	117,000	
	仕様基準	～ 300 未満	27,000	14,000	
		300 ～ 2,000 未満	47,000	24,000	
		2,000 ～ 5,000 未満	86,000	43,000	
		5,000 ～	130,000	65,000	
	仕様・計算併用法	～ 300 未満	42,000	21,000	
		300 ～ 2,000 未満	71,000	36,000	
		2,000 ～ 5,000 未満	124,000	62,000	
		5,000 ～	181,000	91,000	
	非住宅(工場等)	標準入力法・主要室入力法	～ 300 未満	19,000	10,000
		モデル建物法	～ 300 未満	16,000	8,000

非住宅 (工場等 以外)	標準入力 法・主要 室入力法	～ 300 未満	189,000	95,000
	モデル 建物法	～ 300 未満	72,000	36,000
複合建築物 (住宅+非住宅)		各区分により算出した額を加算した額		

2 建築物確認申請等手数料

建築物の構造等に係る審査項目等の増加及び人件費等の増加に伴い、申請手数料の額を次のとおり改めることとした。

区分	延べ面積等 (㎡)	手数料 (円)		
		改正後	改正前	引上げ額 (参考)
建築物確認申請	～ 30 以内	11,000	8,000	3,000
	30 超 ～ 100 以内	21,000	15,000	6,000
	100 超 ～ 200 以内	34,000	23,000	11,000
	200 超 ～ 500 以内	50,000	40,000	10,000
	500 超 ～ 1,000 以内	79,000	72,000	7,000
	1,000 超 ～ 2,000 以内	117,000	105,000	12,000
	2,000 超 ～ 10,000 以内	220,000	212,000	8,000
	10,000 超 ～ 50,000 以内	361,000	348,000	13,000
	50,000 超	617,000	605,000	12,000
	建築設備	21,000	18,000	3,000
	建築設備 (変更申請)	11,000	9,000	2,000
	工作物	18,000	14,000	4,000
工作物 (変更申請)	9,000	7,000	2,000	
完了検査申請 (中間検査を 受けた場合)	～ 30 以内	17,000	16,000	1,000
	30 超 ～ 100 以内	25,000	22,000	3,000
	100 超 ～ 200 以内	32,000	26,000	6,000
	200 超 ～ 500 以内	50,000	38,000	12,000
	500 超 ～ 1,000 以内	68,000	56,000	12,000
	1,000 超 ～ 2,000 以内	91,000	74,000	17,000
	2,000 超 ～ 10,000 以内	196,000	162,000	34,000
	10,000 超 ～ 50,000 以内	306,000	251,000	55,000
50,000 超	568,000	465,000	103,000	
完了検査申請 (上記以外の 場合)	～ 30 以内	19,000	17,000	2,000
	30 超 ～ 100 以内	27,000	23,000	4,000
	100 超 ～ 200 以内	34,000	27,000	7,000

	200 超 ~ 500 以内	51,000	39,000	12,000
	500 超 ~ 1,000 以内	69,000	57,000	12,000
	1,000 超 ~ 2,000 以内	94,000	77,000	17,000
	2,000 超 ~ 10,000 以内	200,000	165,000	35,000
	10,000 超 ~ 50,000 以内	311,000	254,000	57,000
	50,000 超	573,000	468,000	105,000
	建築設備	32,000	30,000	2,000
	工作物	25,000	23,000	2,000
中間検査申請	~ 30 以内	13,000	13,000	0
	30 超 ~ 100 以内	18,000	16,000	2,000
	100 超 ~ 200 以内	26,000	22,000	4,000
	200 超 ~ 500 以内	39,000	35,000	4,000
	500 超 ~ 1,000 以内	55,000	53,000	2,000
	1,000 超 ~ 2,000 以内	77,000	74,000	3,000
	2,000 超 ~ 10,000 以内	150,000	148,000	2,000
	10,000 超 ~ 50,000 以内	247,000	242,000	5,000
50,000 超	450,000	449,000	1,000	

3 その他

- (1) 住宅等の建築物確認申請に併せて省エネ性能に係る審査をする場合の建築物確認申請手数料の加算額を次のとおり定めることとした。

区分	延べ面積(㎡)	手数料(円)	
		申請	変更申請
戸建住宅等	~ 200 未満	11,000	5,000
	200 ~	12,000	6,000
共同住宅等	~ 300 未満	19,000	10,000
	300 ~ 2,000 未満	31,000	15,000
	2,000 ~ 5,000 未満	48,000	24,000
	5,000 ~	63,000	31,000

- (2) 低炭素建築物新築等計画認定等の審査に当たり、仕様・計算併用法により審査する場合の申請手数料の額を次のとおり定めることとした。

※ 仕様・計算併用法

住宅等の省エネ性能について、精緻に評価する方法と簡易に評価する方法を組み合わせる方法

区分		延べ面積(㎡)	手数料(円)	
			認定	変更認定
戸建住宅等	仕様・計算併用法	~ 200 未満	21,000	11,000
		200 ~	23,000	12,000

共同 住宅等	仕様・計算 併用法	～ 300 未満	42,000	21,000
		300 ～ 2,000 未満	71,000	36,000
		2,000 ～ 5,000 未満	124,000	62,000
		5,000 ～	181,000	91,000